

「原子力防災計画の見直しに係る提言」を道に提出

後志管内現地調査をふまえた4課題12項目

連合北海道は1月20日、道に対して「原子力防災計画の見直しに係る提言」を提出した。連合北海道は出村事務局長、坪田総合政策局長、永田組織労働局長が出席。道側は高原副知事をはじめ、池田原子力安全対策担当局長らが出席した。

提出した提言は、昨年11月に泊発電所周辺をはじめとして、国が示した緊急防護措置区域(U P Z)の30^キ。圏内に限定せずに後志管内の19町村に赴き、現地調査やヒアリングを実施して寄せられた原子力防災計画の見直しに係わる現地の状況や多くの意見、要望に基づいたもので、避難道路の確保、代替道路の整備をはじめとして4課題12項目に及ぶものとなっている。(詳細は2面参照)

出村事務局長が提言を高原副知事に提出した後、坪田総合政策局長が「避難道路の確保・代替道路の整備」、「市町村に対する支援の強化」、「被災者支援策の充実」、「実効ある原子力防災計画の策定」の4つの課題ごとに地域の意見、要望を交えながら補足説明した。坪田総合政策局長は避難道路については民間委託が行われている現状から、「非常時の体制に不安を持っている自治体が多い」との声を伝えた。また、市町村支援については、どこの自治体でも聞かれた意見だとして、「専門的知識がない自治体ではあらたに原子力防災ということになれば、これまで以上の道からの物的、財政的支援は欠かせない」と指摘。さらに、災害拠点病院についても国からの施設整備に係わる財政支援は不足しているとして、「強力な支援が必要」だと求めた。最後に、防災計画の見直しに当たって、「地域住民にとっては今まで全く考えていなかった事故が福島で発生した。その不安を念頭に、緊急防護措置区域(U P Z)の圏域設定を考えてほしい」と強く求めると共に、広域的な被災者支援が必要だとして、「札幌、小樽といった都市の役割を計画に明確に位置づけるべきだ」と指摘した。

高原副知事は、防災計画の見直しにあたって有識者専門委員会で課題抽出作業をすすめてきたことや国への要望など、これまでの道としての取り組みを説明した後、現地調査を踏まえた連合北海道の提言を受け止め、具体的には後日、文書で回答したいと述べた。

連合北海道としては文書回答をふまえ、課題によってはあらためて申し入れることや、2月13日に実施される平成23年度北海道原子力防災訓練の際に調査活動を行うなど、今後も、道の原子力防災計画の見直しを注視していく。

■提出した「原子力防災計画の見直しに係る提言」

1. 避難道路の確保、代替道路の整備

(1) 原子力事故の際に住民の避難ルートを複数確保するため、代替道路として道道未開通区間の解消など道路整備を着実に進めること。

【道道998号古平神恵内線（当丸峠）の道路改修。道道569号蕨台古平線の未開通区間の解消。道道342号茅沼鉦山泊線と道道818号発足線の整備。道道美川黒松内線の除雪整備やシェルター増設。】

(2) 冬期の事故に備え、除雪体制の充実など避難道の確保を図るため、道道を管理する道の出先部門の体制を強化すること。

(3) 避難者や避難車両を着実に誘導し混乱を回避するよう、避難経路を明示した標示を道路沿いに設置すること。

2. 市町村に対する支援の強化

(1) 市町村における原子力防災計画の策定をはじめ、自然災害を含めた防災・消防体制を確立するため、北海道として人的・物的・財政支援を行うこと。

(2) 市町村の防災・消防体制の整備に係る必要な財源を拡充するよう、国に働きかけること。

(3) 原子力事故や放射線に対する理解を深め、災害に対応した判断と行動が取れるよう、小・中学校における防災教育の充実に向けた支援を行うこと。

3. 被災者支援策の充実

(1) 被災者への対応という側面から、災害拠点病院の施設整備に対する支援をはじめ、地域の医療体制の確保に全力をあげるとともに、道の地域福祉支援計画において、災害時要援護者の避難支援についても明記する改定を行うこと。

(2) 事業所や医療機関・福祉施設等が被災からいち早く復旧・再開することができるよう、事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメントシステム（BCMS）の普及について取り組むこと。

4. 実効ある原子力防災計画の策定

(1) 緊急防護措置区域（UPZ）の設定については、地形や気象などの自然状況はもとより、30kmを超える地域であっても自治体の意向を念頭に置いた上で、国の原子力安全委員会の考え方を踏まえ道として主体的に判断すること。

(2) “緊急性” “広域性” “長期化” の「3つの視点」を踏まえ、住民避難、医療、情報通信、救援物資、輸送など災害支援にとってバックアップ拠点となる都市の役割を認識し、30kmという範囲に関わらず、都市との連携について明確に原子力防災計画の中に位置づけること。

(3) 北海道として現行オフサイトセンターの移設先の検討に取り組み、早急に施設整備を進めるよう国に働きかけること。

(4) 平成23年度北海道原子力防災訓練の実施にあたっては、広域的な放射性物質の拡散を想定し、とくに住民等の避難に関わる情報伝達について、情報や指示の内容、伝達体制や方法および実践結果と効果について検証すること。

以 上